

2023年12月31日降誕後第1主日説教

イザヤ書 61 章 10 - 62 章 3 節

ガラテヤの信徒への手紙 3 章 23-25、4 章 4-7 節

ヨハネによる福音書 1 章 1 - 18 節

本日は、降誕後第1主日です。今年最後の主日となります。そして、大晦日です。福音書は、少し長くなっていますが降誕日と同じ個所です。旧約日課は、個所は違いますが、イザヤ書です。使徒書は、ガラテヤ書です。このガラテヤ書は、従来、主にプロテスタント教会において、ロマ書と並び重要な文書と考えられてきました。最近ではそのように考えないパウロ観も増えてきたのですが、本日は今年最後の学びとして、このガラテヤ書を中心に見たいと思います。

ガラテヤの信徒へ手紙、通称？ガラテヤ書は、小アジア（現在のトルコ共和国）の中央にある地域ガラテヤにあてられた手紙です。しかし、それが具体的にどこの教会のかは不明です。書かれた時期も、50年代中頃だろうというぐらいしかわかりません。内容としては、1章から「ほかの福音」について触れており、手紙は、その「ほかの福音」に対するパウロの反論が述べられます。しかし、その「ほかの福音」を語る人々が誰かは不明です。それでも、そのような人々に対するパウロの反論に、パウロ神学が明示されており、パウロの神学を知るうえで大切な文章であることは確かです。

パウロは、1章、2章で、自分が使徒となって経緯について述べていますが、3章に入り、信仰と律法との関係について更に詳しく説明します。パウロは、「あなたがたにこれだけは聞いておきたい。あなたがたが霊を受けたのは、律法を行ったからですか。それとも、信仰に聞き従ったからですか。」（ガラ3:2）という問いかけからそれは始まります。パウロは、宗教改革以後、主にプロテスタント教会で主張されたように、信仰か律法かという単純な二者択一を考えていません。またパウロは、信仰を精神的な営みに限定し、律法を行為という物理的な動作に限定したりもしていません。また、かつて熱心なユダヤ教徒であり律法学者であったパウロは、律法が主なる神様から与えられものであるがゆえに律法を信賴しています。そうでなければ、主なる神様が信賴できない存在になってしまうからです。また律法を真摯に遵守することの大切さを、生活を通して深く理解しています。しかし、パウロはイエス・キリストの十字架を知ることによって、主なる神様の愛に応える方法、言い換えれば義と認められる方法が、律法を遵守することだけではないという悟りへと導かれました。これがパウロの語る「福音」です。しかし、そこにパウロのキリストへの深い信仰があると同時に苦悩があります。

パウロは、本日の箇所少し前で「それでは、律法は神の約束に反するのでしょうか。決してそうではない。もしも与えられた律法が人を生かすことのできるものであったなら、実際に律法によって義が実現したことでしょう。」（ガラ3:21）と断言します。主なる神様が与えてくださった律法が、その神様の約束に反するものであるはずがないからです。しかし、そうだとするならばキリストへの信仰はどうか？ここにパウロの苦悩があります。パウロは、それを打開するために律法をイエス・キリストへの信仰へ導く仲介役として考えます。つまり律法があるのは、自己の罪がはっきりし、それ故にその贖いとしてのイエス・キリストの十字架が理

解できるということです。ここでパウロは、「こうして律法は、私たちをキリストに導く養育係となりました。私たちが真実によって義とされるためです」(ガラ 3:24)と、その役割を担う律法に「養育係」という表現を用います。

新しい聖書協会共同訳ではここに「真実」という言葉があります。これは以前の訳では「信仰」となっていました。先に述べたように、近年、パウロの信仰観についてそれを精神的な営みだけに限定していないと改めて考えるようになりましたので、ややこしいのですが「信仰」を「信仰」と訳さないようにと考えるようになり、本当は「信実」となる予定でした。『聖書』における「信仰」とは、「心」と「体」の両方を主なる神様に向けることであり、それゆえ「信実」という言葉が大変良かったのです。しかし、造語ではないのですが、聞きなれない言葉であるために、「信仰」でも「信実」でもなく、「真実」となりました。私個人としては、「忠実、忠心」の方がよいと思っています。

さて、パウロがここで用いている「養育係」とは、ヘレニズム社会の裕福な家庭でその家の子どもが成長するまで雇われ、子どもに読み書きなどの勉強やしつけを教える教育係です。通常は教養のある奴隷がそれに当たります。「養育係」は子どもが成人するとその役割を終えます。「養育係」である律法が目標とするのは、私たちが「真実(信仰)による義」に到ることです。それ故、キリスト者となった「しかし、**真実が現れたので、私たちはもはや養育係の下にはいません**」(ガラ 3:25)となるのです。逆にいえば、信仰に到るまでは、律法の役割は全くなかったわけではないということになります。パウロには単純な「信仰のみ」という考えはないのです。

パウロは、律法という養育係によって成人したキリスト者について、「**あなたがたは皆、真実によって、キリスト・イエスにあって神の子なのです**」(ガラ 3:25)と述べます。この「神の子」は、複数形ですが、神の子イエス・キリストの神の子と同じ言葉です。続けてパウロは洗礼について触れるのですが(ガラ 3:27)、ここでパウロが主張している事柄は、「ユダヤ人もギリシア人もありません。奴隷も自由人もありません。男と女もありません。あなたがたは皆、キリスト・イエスにあって一つだからです」(ガラ 3:28)と述べる通り、民族、社会的制度、性差等を根拠にして人と人とを隔てる壁、それが「真実(信仰)」によって崩された、そのような新しい世界に生きるのがキリスト者であるということです。これは勿論パウロの神学的な結論といえますが、パウロの発案ではなく、イエス・キリストの出来事が示したまさに真実です。21世紀の現代において、信仰に生きる限りわたしたちもそのことを真摯に受け止めなくてはならないのです。

4章は救いの契約の相続人として、主なる神様がキリスト者を律法の隷属から解放し、神の子たる身分を授け、神の子として神様を「アバ、父よ」と呼ぶ御子の霊を授けることが主題です。

クリスマスも終わり、一年の終わりになんとも堅い話かと思えてしまいましたが、教会の暦はすでに新しくなり一か月が過ぎました。だからこそ、新しい一年のあゆみのために、この使徒書があるのだと思います。本日の特祷で、「全能の神よ、あなたは驚くべきみ業によりわたしたちをみかたちに似せて造られ、さらに驚くべきみ業により、み子イエス・キリストによって、その似姿を回復してくださいました」と祈りました。主なる神様に共に造られ、イエス様によってその主なる神様と共に「アバ・父よ」呼ぶことができる存在であるからこそ、共に生きえることの大切さを心に刻み、そして世界に示す教会でありたいと思います。